

臨時株主総会 及び 普通株主様による種類株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年9月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

議 案

（臨時株主総会）

第1号議案 定款一部変更の件

（E種優先株式に関する定めの新設等）

第2号議案 第三者割当によるE種優先
株式及び第28回新株予約権
発行の件

第3号議案 取締役2名選任の件

（普通株主様による種類株主総会）

議 案 定款一部変更の件

（E種優先株式に関する定めの新設等）



VIA HOLDINGS INC.

■ 株主総会の開催にあたり、大きな変更が生じる場合には、以下のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席の際にはご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

証券コード：7918

2025年9月12日
証券コード：7918
(電子提供措置の開始日 2025年9月8日)

株 主 各 位

東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地
株式会社 **ヴィア・ホールディングス**
代表取締役社長 **楠 元 健 一 郎**

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会（以下、当社臨時株主総会と普通株主様による種類株主総会を併せて「本株主総会」といいます。）を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社臨時株主総会には、「定款一部変更の件（E種優先株式に関する定めの新設等）」を上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づき必要とされるご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィア・ホールディングス」又は、「コード」に当社証券コード「7918」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2025年9月29日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）により、2025年9月29日（月曜日）午後6時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」

3. 会議の目的事項

（臨時株主総会）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（E種優先株式に関する定めの新設等）
第2号議案 第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行の件
第3号議案 取締役2名選任の件

（普通株主様による種類株主総会）

決議事項

- 議 案 定款一部変更の件（E種優先株式に関する定めの新設等）

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載させていただきます。

以 上

議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、又は議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2025年9月30日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

郵 送



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

議決権
行使期限

2025年9月29日（月曜日）午後6時到着分まで

インターネット

▶ 詳細は **次ページ** をご覧ください



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

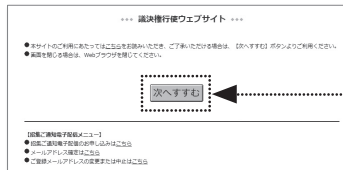
議決権
行使期限

2025年9月29日（月曜日）午後6時行使分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

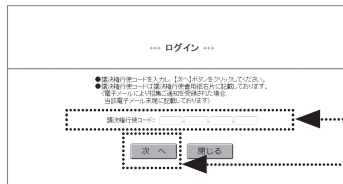


左記QRコードからのアクセスも可能です。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
又は検索サイトで
議決権行使 みずほ **検索**
で検索。

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、
「次へすすむ」をクリック。

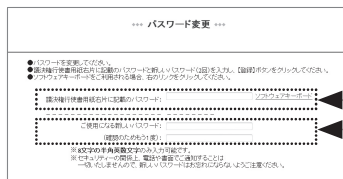
2 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、
「次へ」をクリック。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書
同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されて
おります。

3 パスワードの入力



パスワード変更画面が出ますので、
初期パスワードを入力し、
株主様がご使用になる
パスワードを登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

ご注意

- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- ▶ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524

受付時間
午前9時～午後9時（年末年始を除く）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

(臨時株主総会議案)

第 1 号議案

定款一部変更の件
(E種優先株式に関する定めの新設等)

1. 変更の理由

E 種優先株式の発行を可能とするために、E 種優先株式に関する定款規定を新設するものです。併せて、E 種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使に備えて普通株式の発行可能種類株式総数等を変更するほか、E種優先株式に関する定款規定の新設に伴う所要の変更を行うものです。

E 種優先株式を発行する理由につきましては、臨時株主総会第 2 号議案「第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行の件」をご参照ください。

なお、本定款変更につきましては、臨時株主総会第 2 号議案「第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

また、本議案は会社法第322条第 1 項第 1 号に定める定款変更となりますので、本臨時株主総会によるご承認に加えて、普通株主様、C 種優先株主様及びD種優先株主様による各種類株主総会において本定款変更に係る議案が承認されることが条件となります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1 2 0, 0 0 0, 0 0</u> <u>0</u> 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>1 2 0, 0 0</u> <u>0, 0 0 0</u> 株、C 種優先株式の発行可能種類株式総数は 1, 5 0 0 株、D 種優先株式の発行可能種類株式総数は 4, 5 0 0 株とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1 6 0, 0 0 0, 0 0 <u>0</u> 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>1 6 0, 0 0</u> <u>0, 0 0 0</u> 株、C 種優先株式の発行可能種類株式総数は 1, 5 0 0 株、D 種優先株式の発行可能種類株式総数は 4, 5 0 0 株、 <u>E 種優先株式の発行可能種類株式総数は 1, 5 0 0 株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
第7条（条文省略） （単元株式数） 第8条 当会社の1単元の株式の数は、普通株式につき100株とし、C種優先株式につき1株とし、D種優先株式につき1株とする。 第9条～第11条（条文省略） 第2章の2 C種優先株式 （C種優先配当金） 第11条の2 当会社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。）に対し、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「C種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。	第7条（現行どおり） （単元株式数） 第8条 当会社の1単元の株式の数は、普通株式につき100株とし、C種優先株式につき1株とし、D種優先株式につき1株、E種優先株式につき1株とする。 第9条～第11条（現行どおり） 第2章の2 C種優先株式 （C種優先配当金） 第11条の2 当会社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「C種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

現 行 定 款	変 更 案
② ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払C種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払C種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払C種優先配当金（以下「累積未払C種優先配当金」という。）を、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。 ③ 当会社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及び累積未払C種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。 （C種期中優先配当金） 第11条の3 当会社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。	② ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払C種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払C種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払C種優先配当金（以下「累積未払C種優先配当金」という。）を、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。 ③ 当会社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及び累積未払C種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。 （C種期中優先配当金） 第11条の3 当会社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

現 行 定 款	変 更 案
(残余財産の分配) 第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日）をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。 ② C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。 第11条の5～第11条の6（条文省略） (普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の7 C種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。 ② 取得と引換えに交付すべき財産 1. 本条に基づき、当会社がC種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、C種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。	(残余財産の分配) 第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日）をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。 ② C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。 第11条の5～第11条の6（現行どおり） (普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の7 C種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。 ② 取得と引換えに交付すべき財産 1. 本条に基づき、当会社がC種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、C種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

現 行 定 款	変 更 案
(算式) C種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 ＝C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたC種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額 2. 転換価額 イ 当初転換価額 当初転換価額は206円とする。 ロ 転換価額の修正 転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90％に相当する金額（以下本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50％（以下本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。	(算式) C種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 ＝C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたC種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額 2. 転換価額 イ 当初転換価額 当初転換価額は206円とする。 ロ 転換価額の修正 転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90％に相当する金額（以下本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50％（以下本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

現 行 定 款	変 更 案
ハ 転換価額の調整 (a) 当会社は、C種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。 調整後転換価額 $= \text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \left(\left(\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \right) \div \text{時価} \right) \right) \div \left(\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \right)$ 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。 転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。	ハ 転換価額の調整 (a) 当会社は、C種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。 調整後転換価額 $= \text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \left(\left(\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \right) \div \text{時価} \right) \right) \div \left(\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \right)$ 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。 転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

現 行 定 款	変 更 案
転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。 (b) 転換価額調整式によりC種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）	転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。 (b) 転換価額調整式によりC種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）

現 行 定 款	変 更 案
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及びD種優先株式の発行を除く。） 調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。	調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及びD種優先株式の発行並びに第28回新株予約権及びE種優先株式の発行を除く。） 調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 (iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。 (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。 (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。 (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。	上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 (iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。 (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。 (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。 (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

現 行 定 款	変 更 案
(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各C種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 ③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、C種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。	(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各C種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 ③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、C種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 1 条の 8～第 1 1 条の 1 0 (条文省略) 第 2 章の 3 D 種優先株式 (D 種優先配当金) 第 1 1 条の 1 1 当会社は、第 4 3 条第 1 項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された D 種優先株式を有する株主（以下「D 種優先株主」という。）又は D 種優先株式の登録株式質権者（以下「D 種優先株式登録質権者」といい、D 種優先株主と併せて「D 種優先株主等」という。）に対し、第 1 1 条の 2 0 に定める支払順位に従い、D 種優先配当金として、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式の払込金額に年率 2. 0 % を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が 2 0 2 2 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、D 種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 3 6 5 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 3 6 6 日）として日割計算により算出される金額（以下「D 種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第 1 1 条の 1 2 に定める D 種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社が D 種優先株式を取得した場合、当該 D 種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 ② ある事業年度において、D 種優先株主等に対して支払う 1 株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払 D 種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係る D 種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払 D 種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払 D 種優先配当金（以下「累積未払 D 種優先配当金」という。）を、第 1 1 条の 2 0 に定める支払順位に従い、D 種優先株主等に対して支払うものとする。 ③ 当会社は、D 種優先株主等に対して、D 種優先配当金及び累積未払 D 種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。	第 1 1 条の 8～第 1 1 条の 1 0 (現行どおり) 第 2 章の 3 D 種優先株式 (D 種優先配当金) 第 1 1 条の 1 1 当会社は、第 4 3 条第 1 項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された D 種優先株式を有する株主（以下「D 種優先株主」という。）又は D 種優先株式の登録株式質権者（以下「D 種優先株式登録質権者」といい、D 種優先株主と併せて「D 種優先株主等」という。）に対し、第 1 1 条の 2 9 に定める支払順位に従い、D 種優先配当金として、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式の払込金額に年率 2. 0 % を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が 2 0 2 2 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、D 種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 3 6 5 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 3 6 6 日）として日割計算により算出される金額（以下「D 種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第 1 1 条の 1 2 に定める D 種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社が D 種優先株式を取得した場合、当該 D 種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 ② ある事業年度において、D 種優先株主等に対して支払う 1 株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払 D 種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係る D 種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払 D 種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払 D 種優先配当金（以下「累積未払 D 種優先配当金」という。）を、第 1 1 条の 2 9 に定める支払順位に従い、D 種優先株主等に対して支払うものとする。 ③ 当会社は、D 種優先株主等に対して、D 種優先配当金及び累積未払 D 種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

現 行 定 款	変 更 案
(D種期中優先配当金) 第11条の12 当会社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主等に対して、<u>第11条の20</u>に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。 (残余財産の分配) 第11条の13 当会社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対して、<u>第11条の20</u>に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と読み替えて算出される。）を支払う。 ② D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。	(D種期中優先配当金) 第11条の12 当会社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主等に対して、<u>第11条の29</u>に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。 (残余財産の分配) 第11条の13 当会社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対して、<u>第11条の29</u>に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と読み替えて算出される。）を支払う。 ② D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

現 行 定 款	変 更 案
(金銭を対価とする償還請求権) 第11条の14 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から8年経過後かつC種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。 ② D種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式によって算定される基本償還価額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 (基本償還価額算式) 基本償還価額＝1,000,000円＋累積未払D種優先配当金＋経過優先配当金相当額 「累積未払D種優先配当金」とは、償還請求日における累積未払D種優先配当金の額とする。 「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日（ただし、償還請求日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間の実日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366）で除して得られる額をいう。ただし、償還請求日の前日までに、当該事業年度中の日を基準日としてD種優先株主又はD種優先株式登録質権者に対し剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。	(金銭を対価とする償還請求権) 第11条の14 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から8年経過後かつC種優先株式及びE種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。 ② D種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式によって算定される基本償還価額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 (基本償還価額算式) 基本償還価額＝1,000,000円＋累積未払D種優先配当金＋経過優先配当金相当額 「累積未払D種優先配当金」とは、償還請求日における累積未払D種優先配当金の額とする。 「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日（ただし、償還請求日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間の実日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366）で除して得られる額をいう。ただし、償還請求日の前日までに、当該事業年度中の日を基準日としてD種優先株主又はD種優先株式登録質権者に対し剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

現 行 定 款	変 更 案
③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、D種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。 (金銭を対価とする取得条項) 第11条の15 当会社は、C種優先株式の発行済株式（当会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、D種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。D種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。D種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の14に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と読み替えて算出される。）とする。 (普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の16 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から1年経過後いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。	③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、D種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。 (金銭を対価とする取得条項) 第11条の15 当会社は、C種優先株式及びE種優先株式の発行済株式（当会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、D種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。D種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。D種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の14に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と読み替えて算出される。）とする。 (普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の16 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から1年経過後いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

現 行 定 款	変 更 案
② 取得と引換えに交付すべき財産 1. 本条に基づき、当社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。 (算式) D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 = D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数×第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額 (ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額	② 取得と引換えに交付すべき財産 1. 本条に基づき、当社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。 (算式) D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 = D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数×第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額 (ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額

現 行 定 款	変 更 案
2. 転換価額 イ 当初転換価額 当初転換価額は206円とする。 ロ 転換価額の修正 転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90％に相当する金額（以下本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が、当初転換価額の150％（以下本条において「上限転換価額」という。）を上回るときは、修正後転換価額は上限転換価額とし、当初転換価額の75％（以下本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。	2. 転換価額 イ 当初転換価額 当初転換価額は206円とする。 ロ 転換価額の修正 転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90％に相当する金額（以下本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が、当初転換価額の150％（以下本条において「上限転換価額」という。）を上回るときは、修正後転換価額は上限転換価額とし、当初転換価額の75％（以下本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

現 行 定 款	変 更 案
ハ 転換価額の調整 (a) 当会社は、D種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。 調整後転換価額 $= \text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \left(\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \div \text{時価} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)$ 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。 転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。	ハ 転換価額の調整 (a) 当会社は、D種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。 調整後転換価額 $= \text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \left(\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \div \text{時価} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)$ 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。 転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

現 行 定 款	変 更 案
転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。 (b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。	転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。 (b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
(ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、<u>及び第25回新株予約権及びC種優先株式の発行を除く。</u>） 調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。	(ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及びC種優先株式の発行並びに第28回新株予約権及びE種優先株式の発行を除く。） 調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。 (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。 (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。 (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。	(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。 (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。 (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。 (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

現 行 定 款	変 更 案
(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各D種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 ③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、D種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。 第11条の17～第11条の19（条文省略） （新 設）	(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各D種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 ③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、D種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。 第11条の17～第11条の19（現行どおり） 第2章の4 E種優先株式

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
	(E種優先配当金) 第11条の20 当社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先株式登録質権者」といい、E種優先株主と併せて「E種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先配当金として、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「E種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の21に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 ② ある事業年度において、E種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払E種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るE種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払E種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払E種優先配当金（以下「累積未払E種優先配当金」という。）を、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先株主等に対して支払うものとする。 ③ 当社は、E種優先株主等に対して、E種優先配当金及び累積未払E種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(E 種期中優先配当金) 第 1 1 条の 2 1 当会社は、第 4 3 条第 2 項又は第 3 項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された E 種優先株主等に対して、第 1 1 条の 2 9 に定める支払順位に従い、E 種優先株式 1 株につき、E 種優先株式の払込金額に年率 3. 0 % を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が 2 0 2 2 年 6 月末日に終了する事業年度に属する場合は、E 種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、3 6 5 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 3 6 6 日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「E 種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める E 種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社が E 種優先株式を取得した場合、当該 E 種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。
(新 設)	(残余財産の分配) 第 1 1 条の 2 2 当会社は、残余財産を分配するときは、E 種優先株主等に対して、第 1 1 条の 2 9 に定める支払順位に従い、E 種優先株式 1 株当たり、第 1 1 条の 2 3 第 2 項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われた E 種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた E 種期中優先配当金及び累積未払 E 種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。 ② E 種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
	(金銭を対価とする償還請求権) 第 1 1 条の 2 3 E 種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、E 種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあった E 種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。 ② E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。 (基本償還価額算式) $\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.03)^{p+q/365}$ E 種優先株式の発行日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「p 年と q 日」とし、「$p+q/365$」は「$(1 + 0.03)$」の指数を表す。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。 (控除価額算式) $\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.03)^{z+w/365}$ 「償還請求前支払済優先配当金」とは、E 種優先株式の発行日以降に支払われた E 種優先配当金（償還請求日までの間に支払われた E 種期中優先配当金及び累積未払 E 種優先配当金を含む。）の支払金額とする。 償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「z 年と w 日」とし、「$z+w/365$」は「$(1 + 0.03)$」の指数を表す。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。 ③ 本条第 1 項に基づく償還請求の効力は、E 種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

現 行 定 款 (新 設)		変 更 案	(金銭を対価とする取得条項) 第 1 1 条の 2 4 当社は、E 種優先株式の発行日の 6 年後の 応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以 下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、 E 種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限と して、金銭と引換えに取得することができる。E 種優先株式 の一部を取得するときは、比例按分その他取締役会決議に基 づき定める合理的な方法による。E 種優先株式 1 株当たりの 取得価額は、第 1 1 条の 2 3 に定める基本償還価額相当額か ら、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、 基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基 本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を 「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制 償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われた E 種優先配当金（強制償還日までの間に支払われた E 種期中 優先配当金及び累積未払 E 種優先配当金を含む。）の支払金額 をいう。）と読み替えて算出される。）とする。 なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払 われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれに つき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相 当額から控除する。
(新 設)		(普通株式を対価とする取得請求権)	第 1 1 条の 2 5 E 種優先株主は、E 種優先株式の発行日の 1 年 6 か月後の応当日以降いつでも、本条所定の条件に従って、 当会社に対し、その有する E 種優先株式の全部又は一部を取 得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本 条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を 「転換請求日」という。）することができる。
		② 取得と引換えに交付すべき財産	1. 本条に基づき、当社が E 種優先株主に対し対価とし て交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法によ り算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行 い、E 種優先株主に対して交付することとなる普通株式 の数に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、 金銭による調整は行わない。

(新 設)

变更案

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の24 当社は、E種優先株式の発行日の6年後の
 応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以
 下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、
E種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限と
して、金銭と引換えて取得することができる。E種優先株式
 の一部を取得するときは、比例按分その他取締役会決議に基
 づき定める合理的な方法による。E種優先株式1株当たりの
 取得価額は、第11条の23に定める基本償還価額相当額か
 ら、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、
 基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基
 本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を
 「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制
 償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われた
E種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたE種期中
優先配当金及び累積未払E種優先配当金を含む。）の支払金額
 をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

(新 設)

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の25 E種優先株主は、E種優先株式の発行日の1年6か月後の応当日以降いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

② 取得と引換えに交付すべき財産

1. 本条に基づき、当社がE種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、E種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

現 行 定 款	変 更 案
	(算式) E種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 ＝E種優先株主が取得を請求したE種優先株式の数×第11条の23第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたE種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたE種期中優先配当金及び累積未払E種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額 2. 転換価額 イ 転換価額 転換価額は83円とする。 ロ 転換価額の調整 (a) 当会社は、E種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 調整後転換価額 ＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数） 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

現 行 定 款	変 更 案
	<u>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。</u> <u>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)及び(d)において「対価」という。）とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	(b) <u>転換価額調整式により E 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</u> (i) <u>下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）</u> 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
	(ii) <u>普通株式の株式分割をする場合</u> 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) <u>取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第28回新株予約権の発行を除く。）</u> 調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 <u>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。 (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。 (d) 当社は、E種優先株式の発行後、下記(e)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、普通株式の交付における払込金額又は取得請求権付株式等に係る対価が、下記(e)において調整後の転換価額の適用時期として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額を当該払込金額又は当該対価と同額に調整する。 (e) 上記(d)によりE種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (i) 普通株式を交付する場合（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。） 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
	(ii)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、第28回新株予約権の発行を除く。）調整後の転換価額は、取得請求権付株式等が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (f) 上記(a)及び(d)のいずれにも該当する場合、調整後の転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。 (g) 上記(b)、(d)及び(e)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。 (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 (h) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(h)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(i) 上記(a)ないし(h)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各E種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u> <u>③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、E種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u> <u>(議決権)</u> <u>第11条の26 E種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>
(新 設)	<u>(株式の併合又は分割等)</u> <u>第11条の27 法令に別段の定めがある場合を除き、E種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。E種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 2 章の 4 優先順位 (優先順位) 第 1 1 条の 2 0 C 種優先株式の優先配当金、D 種優先株式の優先配当金、累積未払 C 種優先配当金、累積未払 D 種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払 C 種優先配当金を第 1 順位、C 種優先株式の優先配当金を第 2 順位、累積未払 D 種優先配当金を第 3 順位、D 種優先株式の優先配当金を第 4 順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第 5 順位とする。	(E 種優先株式に係る譲渡制限) <u>第 1 1 条の 2 8 当会社の E 種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u> 第 2 章の 5 優先順位 (優先順位) 第 1 1 条の 2 9 C 種優先株式の優先配当金、D 種優先株式の優先配当金、<u>E 種優先株式の優先配当金</u>、累積未払 C 種優先配当金、累積未払 D 種優先配当金、<u>累積未払 E 種優先配当金</u>並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払 C 種優先配当金<u>及び</u>累積未払 E 種優先配当金を第 1 順位、C 種優先株式の優先配当金<u>及び</u> E 種優先株式の優先配当金を第 2 順位、累積未払 D 種優先配当金を第 3 順位、D 種優先株式の優先配当金を第 4 順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第 5 順位とする。

現 行 定 款	変 更 案
② C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、C種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る残余財産の分配を第2順位、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第3順位とする。 ③ 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。 第3章 株主総会 第12条～第17条の2（条文省略） 第4章 取締役 第18条～第20条（条文省略） 第5章 取締役会 第21条～第28条（条文省略）	② C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、C種優先株式及びE種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る残余財産の分配を第2順位、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第3順位とする。 ③ 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。 第3章 株主総会 第12条～第17条の2（現行どおり） 第4章 取締役 第18条～第20条（現行どおり） 第5章 取締役会 第21条～第28条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 監査役及び監査役会 第 2 9 条～第 3 7 条 (条文省略) 第 7 章 会計監査人 第 3 8 条～第 4 1 条 (条文省略) 第 8 章 計 算 第 4 2 条～第 4 4 条 (条文省略)	第 6 章 監査役及び監査役会 第 2 9 条～第 3 7 条 (現行どおり) 第 7 章 会計監査人 第 3 8 条～第 4 1 条 (現行どおり) 第 8 章 計 算 第 4 2 条～第 4 4 条 (現行どおり)

(臨時株主総会議案)

第 2 号議案 第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行の件

本議案は、会社法第199条、第236条及び第238条の規定に基づき、下記に記載の要領にて、第三者割当の方法により、募集株式（E種優先株式、以下「E種優先株式」といいます。）並びに新株予約権（株式会社ヴィア・ホールディングス第28回新株予約権、以下「本新株予約権」といいます。）を発行する件（以下、E種優先株式の発行に係る第三者割当及び本新株予約権の発行に係る第三者割当を総称して「本第三者割当」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。また、本第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本第三者割当についてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、臨時株主総会第1号議案「定款一部変更の件（E種優先株式に関する定めの新設等）」が原案どおり承認可決されること、同議案に掲げる定款変更が普通株主様、C種優先株主様及びD種優先株主様による各種類株主総会において承認されること、本第三者割当に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

I 募集の概要

1. E種優先株式

①	払 込 期 日	2025年10月3日	
②	発 行 新 株 式 数	E種優先株式1,500株	
③	発行価額（払込金額）	1株につき1,000,000円	
④	調 達 資 金 の 額	1,500,000,000円	
⑤	増加する資本金の額及び 増加する資本準備金の額	増加する資本金の額	750,000,000円（1株につき500,000円） 増加する資本準備金の額 750,000,000円（1株につき500,000円）
⑥	募 集 又 は 割 当 方 法 （ 割 当 予 定 先 ）	第三者割当の方法により、GP上場企業出資投資事業有限責任組合に、全てのE種優先株式を割当てます。	
⑦	普 通 株 式 の 転 換 価 額	83円	
⑧	そ の 他	E種優先株式の内容については臨時株主総会第1号議案「定款一部変更の件（E種優先株式に関する定めの新設等）」をご参照ください。	

2. 第28回新株予約権

①	割当日及び払込期日	2025年10月3日
②	発行新株予約権数	181,000個
③	発行価額（払込金額）	総額12,670,000円（新株予約権1個当たり70円）
④	本新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式（完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。） なお、当社の単元株式数は100株である。 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式18,100,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本欄(2)及び(3)に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。 (2) 当社が下記⑥に従って行使価額（下記⑤(2)に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記⑥に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記⑥(2)、(4)、(5)及び(7)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

⑤	本 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（本欄(2)で定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、83円とする。なお、行使価額は、下記⑥(1)乃至(7)に定めるところに従い調整されることがある。
⑥	行 使 価 額 の 調 整	(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時 価}} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (イ) 時価（本欄(3)(ロ)に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、及び新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

⑥ 行 使 価 額 の 調 整

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権が当初の条件で行使され、取得条項付株式の全部を取得し、新株予約権の全部が当初の条件で行使され、又は取得条項付新株予約権の全部を取得したものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額により

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) その他

- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本欄(2)(二)の場合は基準日）に先立つ30連続取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

⑥ 行 使 価 額 の 調 整

- (ハ) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本欄(2)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (二) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本新株予約権の発行後、本欄(5)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本欄(5)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権を当初の条件に従い行使する場合、取得条項付株式を取得する場合、新株予約権を当初の条件に従い行使する場合、又は取得条項付新株予約権を取得する場合の当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本欄(5)において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- (5) 本欄(4)により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 当社普通株式を発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

⑥	行 使 価 額 の 調 整	(□) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は当社普通株式を交付する定めのある取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 (ハ) 上記(イ)及び(□)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)及び(□)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本欄(2)(二)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。 (6) 本欄(1)及び(4)のいずれにも該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。 (7) 本欄(2)、(4)及び(5)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 (□) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、及び新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）。 (ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。 (二) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (8) 本欄(1)乃至(7)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
---	---------------	---

⑦	本新株予約権を行使することができる期間	本新株予約権者は、2025年10月4日から2030年10月3日（但し、下記⑨に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。） (2) 振替機関が必要であると認めた日 (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社引き受けられることとなるものをいう。
⑧	その他の本新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
⑨	本新株予約権の取得事由	当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
⑩	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
⑪	本新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
⑫	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、GP上場企業出資投資事業有限責任組合に、全ての本新株予約権を割当てる。

3. 本第三者割当の目的及び理由

(1) 本第三者割当の経緯・目的

当社グループは、「心が響き合う価値の創造」を企業理念とし、顧客のニーズに応える新しい価値を提供することに取り組んでおり、お客様、株主の皆様など、すべてのステークホルダーにとって信頼される企業を目指しております。当社グループの事業領域である外食サービス事業において、「やきとりの扇屋」、「日本橋紅とん」、「魚や一丁」、「パステル」など多様なブランドを展開しながら、安心安全で高品質なお料理と顧客ニーズに即したサービスを通じて、お客様の暮らしを豊かにすることを目指しております。

当社は、1948年に印刷会社として設立されました。2001年に「備長扇屋」のエリアフランチャイジー権を取得し、意欲的な店舗出店を開始しました。その後、2004年に株式会社扇屋コーポレーションの全株式を取得し、外食サービス事業の拡大と基盤の強化を図ってまいりました。2013年には、印刷事業を売却し、外食サービス専門の企業へと転換しており、2025年8月12日現在、36都道府県に30ブランド、約300店舗を展開しております。

当社グループは、2010年以降、低価格競争をはじめとするデフレ傾向や、中食業界を含めた他業種の参入や顧客ニーズの変化による顧客獲得競争の激化、長引く人手不足による人件費の上昇、物流費の上昇や天候不順による原材料費の高騰等により、厳しい経営環境が続く中、「既存店の再成長とコスト削減」を基軸として、現場第一・原点回帰・人材育成を戦略方針に掲げて各種施策に取り組んだことで、コスト削減等による収益改善が進みました。しかしながら、2020年2月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や店舗休業の実施等により急激に売上が減少し、2021年3月期第3四半期決算において親会社株主に帰属する四半期純損失3,889百万円を計上したことで2,673百万円の債務超過となりました。当社は産業競争力強化法に基づく事業再生ADR手続を申請し、2021年4月20日に成立しました。これにより、C種優先株式及びD種優先株式の第三者割当による発行と劣後ローン借入が実施され、資本と財務体質の改善を果たし、債務超過を解消いたしました。

また、当該事業再生ADR手続において承認された事業再生計画に基づき、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指しました。その一環として、事業アセットの絞り込みや本部・現場の生産性向上、顧客中心の店舗開発という再成長軌道に向けた事業の仕組みを見直し、「やきとりの扇屋」「日本橋紅とん」等の小型で専門性の高い居酒屋や「パステル」等のレストラン業態を中心に展開するとともに、コア事業である「扇屋」の改革を進めました。

2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の位置づけ変更以降、経済活動は正常化しましたが、世界的な物流の混乱や国際紛争等の影響を受け、物価やエネルギーコストの上昇は依然として続いております。また、外食業界においても、消費者の行動や心理が大きく変化しており、働き方や生活パターンが多様化する中、来店時間や利用人数の変化、外食控えといった課題に対応することが求められており、経営課題が多様化・複雑化しております。

かかる事業環境下において、当社グループは、2023年3月期より、「提供品質へのこだわり」「人財再構築」「オペレーション改革」を3本柱とした3ヵ年の経営戦略『未来計画』を策定し、まずは各業態のメインアイテムの品質向上とそのための技術の再構築という「本質回帰」に徹底して取り組んでまいりました。その上で、コストを始めとした新たな構造変化に対応し、継続的に収益を生み出すための構造改革、修繕を含めた既存店舗のリフォームやリニューアル、ランチタイムとディナータイムで提供商品の異なる業態や異なるブランドを併せたダブルネームでの業態等の新しい店舗業態の開発、これまでの大型店舗から専門店や小型店舗の強化へのシフト、変革に挑戦する組織風土改革、経営システムの改修等の施策に取り組み、これまでに培ってきた当社グループの強みの再構築と投資回収モデルのベースアップを図ってまいりました。これらの取り組みの結果、2025年3月期の連結業績は、売上高17,373百万円、営業利益198百万円、経常利益122百万円となり、2期連続で経常黒字を達成いたしました。

当社グループは、これまでの構造改革の取り組みを通して、また、足元の状況からも、これまでの黒字化達成に向けた再生フェーズから再成長という次のフェーズに歩みを進めております。この再成長フェーズにおきましては、これまで取り組んできた収益構造の更なるブラッシュアップを継続していくための体制の安定化を進めていきます。加えて、これまで適正な規模に向けたリストラクチャリングが中心だった店舗戦略を、新規出店による再拡大へ転換します。また、再成長に向けてのリモデル新業態や新コンセプトの業態展開にも着手します。また、コスト高に対応した調達力の一層の強化、DXによる新経営システムへの移行という各種施策に取り組んでまいります。

こうした認識のもと、当社は2025年度より、新たな中期経営戦略『未来計画Next』を始動しております。2025年8月12日付で『未来計画Next』の内容を含む『中期経営計画2028』を公表しましたが、『未来計画Next』では、「収益構造モデルの再設計」「業態モデルの再定義」「人財総活躍モデルの進化」という3つの重点戦略を掲げ、収益基盤の強化と成長戦略を両立する「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」を進めております。かかる戦略の実行を通じて、構造改革から得た成果を持続可能な成長へとつなげ、事業・財務の両面から企業価値の向上を目指してまいります。

さらに、今後急速に加速する国内の人口減少やコスト構造の大幅な変化、消費者の節約志向や外食需要の多様化といった動向を見据えると、外食産業は今後一層、海外への展開力、新たな事業開発力が求められ、その結果、業界再編が進むと予想しており、積極的なM&A戦略が企業成長の鍵の一つになると考えております。従いまして、改めてM&Aの推進と海外開発力の構築を重要な経営戦略に位置付けて、実行に向けて組織体制の強化を図ってまいります。

こうした中、2025年5月頃、グロースパートナーズ株式会社（以下「グロースパートナーズ」といいます。）から、当社の成長戦略の策定、マーケティング、オペレーション改善、M&A推進、IR強化等に加え、通常のコンサルティングサービスにとどまらないハンズオン型業務支援と資金支援の提案を受けました。グロースパートナーズの代表取締役を務める古川徳厚氏は、以前から、当社のコーポレート企画部門と業務上の意見交換を定期的に行ってきた中で、今回の提案に至りました。

その後、コーポレート企画本部管掌で取締役兼常務執行役員を務める関川周平を中心に継続的にグロースパートナーズとの間で情報交換を重ね、具体的な業務支援及び資本調達について協議してまいりました。古川氏は、大手コンサルティング会社、プライベートエクイティファンドにおいて多くの上場企業の支援実績を持っているとともに、グロースパートナーズは2023年10月のファンド事業開始以降、既に複数の上場企業に対して株式、新株予約権等を通じて出資し、事業上のハンズオン支援を行ってきた実績を有していることから、グロースパートナーズ及び古川氏の知見を当社グループの成長戦略や改善活動に活かしていただくことは、施策精度の向上につながり、企業成長のスピードを早めることとなると確信しております。

一方で、財務面においては、既発行の優先株式の配当負担が重く、将来的な償還資金の準備も必要となってまいります。上記の成長施策実現のための資金調達をスムーズに行っていくうえでも、新たな資本デザインを構築すべきタイミングにもあります。グロースパートナーズからの資本調達の提案は、C種優先株式の一部償還を併せて実施することで、配当負担の軽減につながり、かつ資本の充実も図ることができます。また、成長に向けた投資資金・M&A資金の確保も実現いたします。このように、グロースパートナーズからの提案は当社の財政状態、資金ニーズに適合的であり、かつ調達の実施時期の点においても望ましかったため、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対する第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行を進めることといたしました。

そのため、当社は、2025年8月12日付で、グロースパートナーズとの間で事業提携契約（以下「本事業提携契約」といいます。）を、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先との間で、割当予定先に対してE種優先株式及び本新株予約権を発行することを内容とする引受契約を締結することといたしました。

本事業提携契約に基づき当社グループがグロースパートナーズから受ける支援の概要は以下のとおりです。

ア 成長戦略策定支援、事業計画策定支援及び新規事業提案

イ M&A案件の紹介、及びターゲットをリストアップした上での能動的なアプローチに係る提案

ウ 市場環境や競合状況を踏まえたターゲット設定と価値訴求ポイントの明確化、及びブランディング強化に向けた提案

エ AI・DXツール導入による自動化を含む、業務オペレーション効率化に向けた提案

オ IRに関するアドバイスの提供、IR支援、投資家の紹介

カ 上記以外の、当社及びグロースパートナーズが別途合意する業務

本第三者割当を通じた資金調達により当社の更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現します。また、グロースパートナーズからの本事業提携契約に基づく支援を得て、持続的な成長のための諸施策の検討及び着実な実行を積極的に推進します。これを通じて経営の一層の安定化と企業価値の向上を図ることにより、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、既発行優先株式に係る配当負担の軽減による財務体質の改善、並びに、中期経営戦略『未来計画Next』で掲げた「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」、及び業界再編を見据えた積極的なM&Aによる事業拡大のための資金の確保に向けて、さまざまな資金調達手法を検討してまいりました。

その過程において、一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、いずれも資金調達額の十分性、確実性の観点から、現時点の当社にとっての最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。また、安定的な財務体質の構築を目指す上では、金融機関からの借入れや社債発行などによる負債性の調達のみでは望ましくないと考え、まずは資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

本第三者割当においては、普通株式による第三者割当増資にて資金調達した場合に想定される即時の株主構成の変化が当社の安定した事業運営に与える影響も勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無いE種優先株式（総額1,500百万円）、及び段階的に行使が行われることにより株価へのインパクトの分散化が可能となる本新株予約権（総額1,514百万円）により調達することといたしました。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

E種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、E種優先株式の全部についてこの取得請求権が行使された場合、普通株式18,072,289株が交付され、その議決権数は180,722個となります（2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,634,213株に対する比率は39.60%、議決権総数456,151個に対する比率は39.62%）。なお、交付される普通株式の数については、E種優先株式に優先配当金に未払が生じないと仮定して、払込金額の総額を転換価額で除した数として算出しております。

また、本新株予約権の目的となる株式数は18,100,000株であり、同株式に係る議決権の数は181,000個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,634,213株に対する比率は39.66%、同日現在の当社の議決権総数456,151個に対する比率は39.68%となります。

以上より、E種優先株式の転換が行われた場合の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,634,213株に対して79.27%、議決権総数456,151個に対して79.30%となり、本第三者割当により大幅な希薄化が生じます。

しかしながら、当社としては、本第三者割当により調達する資金を新規出店投資、生産性向上投資、C種優先株式の償還及び事業拡大のためのM&Aに充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資することに加え、上記のとおり、グロースパートナーズとの事業提携により当社の事業価値の向上が期待できると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも中期的に十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① E種優先株式

当社は、E種優先株式の発行条件の決定にあたって、公正性を期す目的で、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本 顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、E種優先株式の価値算定を依頼し、同社より2025年8月12日付でE種優先株式の価値算定書（以下「本優先株式算定書」といいます。）を取得しております。

赤坂国際会計は、E種優先株式の株式価値算定にあたって、E種優先株式の発行要項その他の諸条件を考慮し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用して、本優先株式の価値を算定しております。また、赤坂国際会計は、E種優先株式の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年8月8日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（44.2%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.1%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、E種優先株式の公正価値を算定しております。本優先株式算定書において、2025年8月8日を基準として算定されたE種優先株式の価値は、E種優先株式1株当たり978,000円～1,005,400円となっております。

E種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求における転換価額につきましては、83円と決定いたしました。これは、本取締役会の直前取引日（2025年8月8日）までの直前16取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値（117.6円）の70%に相当する金額です。基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該単純平均値を採用した理由は、足元の株式市場は、取引日によっては国際情勢などのマクロイベントによりボラティリティが急激に高まることから、直前取引日の終値という特定の取引日の株価より、一定期間の平均株価という平準化された値を参照するほうが適切であると考えたためです。また、当該平均値の70%に相当する金額とした理由は、当社のC種優先株式750株（2025年8月12日現在、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合がC種優先株式1,500株を保有していますが、当社は、本取締役会において、2025年10月3日をもって、E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、C種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、同組合が保有するC種優先株式750株を取得することを決議しております。）及びD種優先株式3,170株（当社の自己株式を除いた株式数です。）について普通株式を対価とする取得請求権が行使され、普通株式に転換した場合には、最大で30%を超える価値の希薄化が生じる可能性などを考慮し、時価から一定のディスカウントを付与することとしたためです。一方で、上記のとおり、当社は独立した第三者算定機関からのE種優先株式の株式価値算定書を入手しており、その結果から、発行条件は合理的な水準と判断しております。また、本第三者割当により調達した資金で優先配当率の高いC種優先株式の一部を償還すると共に、再成長に向けた施策に資金を投じることが、既存株主の皆様にとって中期的に利益をもたらすと判断しております。なお、この転換価額は、本取締役会の直前取引日（2025年8月8日）における当社普通株式終値119円に対して30.3%のディスカウントです。

当社は、割当予定先との間で、E種優先株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本優先株式算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、E種優先株式の発行条件を検討いたしました。E種優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、E種優先株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、念のため、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員も、E種優先株式の払込金額に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計によるE種優先株式の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額レンジ内の金額であるE種優先株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しています。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した赤坂国際会計に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2025年8月12日付で本新株予約権の価値算定書（以下「本新株予約権価値算定書」といいます。）を受領いたしました。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年8月8日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（44.2%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.1%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、83円と決定いたしました。これは、本取締役会の直前取引日（2025年8月8日）までの直前16取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値（117.6円）の70%に相当する金額です。基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該単純平均値を採用した理由は、足元の株式市場は、取引日によっては国際情勢などのマクロイベントによりボラティリティが急激に高まることから、直前取引日の終値という特定の取引日の株価より、一定期間の平均株価という平準化された値を参照するほうが適切であると考えたためです。また、当該平均値の70%に相当する金額とした理由は、当社のC種優先株式750株（2025年8月12日現在、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合がC種優先株式1,500株を保有していますが、当社は、本取締役会において、2025年10月3日をもって、E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、C種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、同組合が保有するC種優先株式750株を取得すること

を決議しております。)及びD種優先株式3,170株(当社の自己株式を除いた株式数です。)について普通株式を対価とする取得請求権が行使され、普通株式に転換した場合には、最大で30%を超える価値の希薄化が生じる可能性などを考慮し、時価から一定のディスカウントを付与することとしたためです。本第三者割当により調達した資金で優先配当率の高いC種優先株式の一部を償還すると共に、再成長に向けた施策に資金を投じることが、既存株主の皆様にとって中期的に利益をもたらすと判断しております。なお、この行使価額は、本取締役会の直前取引日(2025年8月8日)における当社普通株式終値119円に対して30.3%のディスカウントです。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格(70円)を本新株予約権価値算定書における本新株予約権の価値と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は本新株予約権割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断しています。

5. 割当予定先の選定理由

割当予定先を選定した理由は、上記「3. 本第三者割当の目的及び理由(1) 本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおりです。

(臨時株主総会議案)

第3号議案 取締役2名選任の件

当社の経営体制の強化を図るため、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

ふる かわ

古川

のり あつ

徳厚

(1981年5月1日生 44歳)

社 外
取 締 役

新 任

■ 所有する当社株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：グロースパートナーズ株式会社 代表取締役
株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役
株式会社タカキュー 社外取締役
ランサーズ株式会社 社外取締役
ビープラッツ株式会社 社外取締役

■ 略歴

2007年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社
2010年 7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社
2014年 12月 株式会社ピクセラ 社外取締役
2018年 1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出向 取締役
2019年 6月 株式会社Eストアー 社外取締役
2019年 10月 株式会社ひらまつ 社外取締役
2020年 3月 アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役
2020年 3月 日本パワーファスニング株式会社 社外取締役
2020年 6月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 取締役/パートナー
2022年 9月 グロースパートナーズ株式会社 代表取締役（現任）
2023年 1月 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役（現任）
2023年 2月 株式会社GRCS 社外取締役
2024年 5月 株式会社タカキュー 社外取締役（現任）
2024年 6月 ランサーズ株式会社 社外取締役（現任）
2025年 6月 ビープラッツ株式会社 社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

古川氏は、コンサルティング会社やプライベートエクイティファンドにおける職歴を通じて、M&A、成長戦略の策定、新規事業拡大、オペレーション改善等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、その豊富な知見により、当社の経営全般や取締役の職務執行に対する監督、株主観点を踏まえた助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としていたしました。

2

かり や
仮屋 裕一

(1995年10月14日生 29歳)

社 外
取 締 役

新 任

- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：株式会社T O R I C O 社外取締役
- 略歴

2018年 4月 株式会社三菱UFJ銀行入行
2020年 10月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社出向
2024年 1月 アクセンチュア株式会社入社
2025年 5月 グロースパートナーズ株式会社入社
2025年 6月 株式会社T O R I C O 社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

仮屋氏は、金融機関やコンサルティング会社における職歴を通じて、企業財務、資金調達、市場動向等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、その豊富な知見により、当社の経営全般や取締役の職務執行に対する監督、株主観点を踏まえた助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者いたしました。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、社外取締役候補者いたしました。

(注)

1. 当社との特別の利害関係
各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
各候補者はいずれも社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役との間に、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。なお、各候補者が社外取締役に就任した場合は、当社と各候補者との間で、同様の当該契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。各候補者が社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

以 上

(普通株主様による種類株主総会議案)

議

案

定款一部変更の件 (E種優先株式に関する定めの新設等)

議案の内容につきましては、臨時株主総会第1号議案「定款一部変更の件（E種優先株式に関する定めの新設等）」に記載のとおりです。

以 上

株主総会会場ご案内図



シャトルバス乗降場

会場

リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

☎ 03-5285-1121

※シャトルバスの運行状況は
ホテルにお問い合わせください。



〈電車をご利用の場合〉

- 東京メトロ 有楽町線「早稲田駅」
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ 有楽町線「江戸川橋駅」
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

〈都バスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅より
④⑤乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)
→早稲田下車
②乗り場 早大正門行き (学02系統)→早大正門下車

交通のご案内

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915



環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。